

東大阪市「2025 大阪・関西万博 自治体参加催事」出展支援業務

委託にかかるプロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

東大阪市では、2025 年に開催される「大阪・関西万博」会場において、大阪府内自治体と連携し実施する自治体参加催事「大阪ウィーク」に参画する。「大阪ウィーク」において、本市は東大阪らしさ溢れる市内企業の取り組みや技術、文化・スポーツ・観光資源等を活かし、その魅力を国内外に発信するとともに、東大阪市のブランド力向上とにぎわいの創出、市への誘客につなげることを目的とする。今回、東大阪市「2025 大阪・関西万博 自治体参加催事」出展支援業務を委託するにあたり、事業者を公募型プロポーザルによって選定する。

2 事業の概要

(1) 業務名

東大阪市「2025 大阪・関西万博 自治体参加催事」出展支援業務

(2) 業務内容

東大阪市「2025 大阪・関西万博 自治体参加催事」出展支援業務
委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年11月30日まで

(4) 予算額

20,000,000円（税込）

※仕様書別紙「2025 大阪・関西万博 自治体参加催事「大阪ウィーク」東大阪
市出展にかかる基本的な費用基準」に示す費用区分（市負担）や出展団体への
補助など、本予算額に含む項目について注意すること。

3 参加資格

本業務の提案に参加を希望する者は、次の参加要件を全て満たすものとする。

- (1) 東大阪市財務規則（以下、「規則」という。）第86条及び第88条に基づく令和6・7・8年度入札参加有資格者名簿に登録されている者。ただし、規則第88条に基づく資格審査の申請中であり、規則第86条に定める入札参加資格を備えている者と認められる場合は、この限りではない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再

生手続き中でないこと。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て又は破産手続き開始決定がされていないこと。
- (6) 国税、府税及び市税の滞納がないこと。
- (7) 東大阪市入札参加停止要綱に基づく、入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 東大阪市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定するその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある団体でないこと。

4 参加申込者の失格に関する事項

参加申込者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 企画提案書・見積書の提出期限に遅れがあった場合
- (2) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (3) 本書に記載する制約事項に違反した場合
- (4) 本件に関して、本書に定める以外の方法により、本市職員に直接又は間接の連絡を求めた場合
- (5) プロポーザル参加申込書及び企画提案書提出後から受託候補者の決定までの間に、本市から指名停止等の措置を受けた場合
- (6) 企画提案書の見積書に関し、予算額を超える金額を提案した場合

5 スケジュール

項番	内容	日時
1	公募開始	令和6年10月18日（金）
2	質問受付期限	令和6年10月25日（金）
3	質問への回答期限	令和6年10月30日（水）
4	書類（参加申込書・企画提案書等）提出期限	令和6年11月15日（金）
5	プレゼンテーション実施案内通知	令和6年11月18日（月）
6	プレゼンテーション	令和6年11月25日（月）
7	受託候補者の決定・公表・通知	令和6年11月27日（水）
8	業務委託契約締結	令和6年12月初旬予定

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールでの受付とする。（電話・Fax等は不可。）

質問の受付期限はスケジュールのとおり。

件名を「東大阪市「2025 大阪・関西万博 自治体参加催事」 出展支援業務に関する質問（事業者名）」とし、【様式3】質問書に必要事項記入のうえ、ワード形式で

添付すること。なお、電子メール到達確認のため、送信後に電話確認すること。
メールアドレス及び電話番号については、最終頁にある問い合わせ先に記載する。

(2) 回答について

質問の回答については、企画財政部企画室企画課のホームページにて回答する。
回答日はスケジュールのとおり。

(3) 留意事項

期日以降の質問に関しては回答できないので、期限厳守のうえ質問すること。
なお、質問無き場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づくものとする。

7 提出する書類について

本プロポーザルに参加しようとするものは、以下の書類を持参又は郵送し、電子データについてはデータ送信（ただし、データ送信について、本市の受信上限は5MBのため、大容量ファイル送信サービスを利用し送付すること。）により提出すること。なお、郵送及び電子メール到達確認のため、電子メール送信後に電話確認すること。メールアドレス及び電話番号については、最終頁にある問い合わせ先に記載する。

(1) 提出書類

項番	提出書類名	提出部数等		備考
		書類	データ	
1	【様式1】東大阪市「2025 大阪・関西万博自治体参加催事」出展支援業務委託公募型プロポーザル参加申込書	—	○	
2	【様式2】誓約書	—	○	
3	【様式4】会社概要書	—	○	
4	【様式5】受託業務実績調書	—	○	
5	企画提案書 表紙 基本方針・コンセプト 類似業務運営実績 実施運営体制 企画・提案 (出展予定をもとにしたブラッシュアップ案や独自の企画案、準備・運営、キャスティング、広報関連等) 全体スケジュール 事業見積書(明細書含む)	正本1部 副本5部	○ (正本・副本)	正本：企業名記載 副本：企業名記載不可 A4サイズ A4サイズ A4サイズ A4サイズ A4サイズ A4サイズ A4サイズ(様式自由)

(2) 受付期限

令和6年11月15日(金)午後5時まで

(平日の午前9時から午後5時まで。期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと)

(3) 提出先

最終頁の問い合わせ先に記載の場所とする。

(4) 辞退

プロポーザル参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、速やかに【様式6】辞退届を郵送または持参により提出すること。

8 企画提案書の提出について

(1) 企画提案書のルール(正本1部、副本5部)

- ① 様式はフリーとするが、A4サイズ両面印刷(縦・横は自由)とし、ページ番号を付し、またカラー印刷可能とする。
- ② 使用言語、通貨及び単位は日本語及び日本国通貨を使用すること。
- ③ 企画提案書全体で20ページ以内とする。(表紙を付けること。但し表紙・見積書は頁数に含まない。)企画提案書に関連する内容及び写真等(動画を含む)をもってプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションにプロジェクターを使用する場合、PCについては、事業者自ら準備すること。(スクリーン、プロジェクター(EPSON:EB-FH52)及び電源(配線等含む)については本市で準備する。)
- ④ 公平・公正な審査に資するため、正本の表紙のみ提案者名を記載し、副本には提案者名や企業ロゴなど、参加者が特定・推測されるおそれのある表記は一切記載しないこと。

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 スケジュールのとおり。
- (2) 実施時間・場所 プレゼンテーション実施案内通知に詳細を記載する。なお、スケジュールに示すプレゼンテーション実施案内通知日に、担当者宛にメールにて送付する。
- (3) 実施方法 各事業者4名までの出席(受託後、本事業の担当者を含めるもの。)とし、1事業者30分とする。
(プレゼンテーション10分、質疑応答20分)

10 受託候補者の選定

企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、「東大阪市「2025 大阪・関西万博 自治体参加催事」出展支援業務委託事業者選定委員会」において、厳正に審査の上、最低合格点(12「評価基準」に示す配点100点満点中50点(5割))以上かつ最高得点を獲得した者を受託候補者とし、最優先交渉権を得るものとする。ただし、最高得点を獲得し

た者が2事業者以上の場合、次の順に示す評価項目における得点上位者を受託候補者とし、最優先交渉権を得るものとする。

- (1) 評価項目のうち、8見積書を除く、1から7の評価項目 (配点90点)
- (2) 評価項目1から7のうち、4から6の評価項目 (配点60点)

1.1 提案者が1事業者の場合

提案事業者が1事業者であっても、プレゼンテーションを実施し、最低合格点(1.2「評価基準」に示す配点のうち、見積書の配点を除いた90点満点中45点(5割))を上回る場合に受託候補者として決定する。

1.2 評価基準

No.	要領書項目	評価基準	配点
1	基本方針・コンセプト	本業務を実施する上での主旨目的を理解しているか。	5
2	業務実績(2025 大阪・関西万博関連業務受託実績を含む)	類似業務において、どの程度の運営実績があるか。	5
3	実施運営体制	本業務を実施する上で適正な体制であるか。責任体制が明確になっているか。	10
		責任者及び担当者の経験及び実績は十分か。	
4	企画・提案	本市の出展予定に対して、出展団体及び本市の魅力在市外及び国外の来場者に向けて効果的にアピールできる付加価値をつけた提案がされているか。	20
		万博・府のテーマを踏まえた内容を提案しているか。	
		ノウハウ・知見を活かし、独自の提案がされているか。	
5	準備・運営	本市独自・統一的なブース装飾など、本市出展が効果的にアピールできるような提案がされているか。	20
		コアイベント・レギュラーイベント出展に応じての役割を理解し、十分な準備・運営体制であるか。	
		設営を含めた当日運営について、会場でのサポート体制が十分であり、アクシデントへの対応等、円滑かつ柔軟な対応のできる運営体制・計画であるか。	
		ノウハウ・知見を活かし、経費縮減に資する提案がされているか。	
6	広報	市内外に向け、会場集客につながる効果的な広報か。	20
		国外に向けた広報及び市内への誘客につながる広報戦略か。	
		本市や参加事業者のブランドイメージ向上に資する広報戦略か。	
		出展団体と連携した広報計画が提案されているか。	

7	スケジュール	全体のスケジュールが工程ごとに記載され、効率的に事業を進める工夫がされているか。	10
		博覧会協会や万博推進局のスケジュールとの整合が図れ、業務が円滑に遂行できるスケジュール管理となっているか。	
8	見積書	$\frac{\text{最低見積額}}{\text{見積提示額}} \times \text{配点}$	10
合計			100

1.3 審査結果について

審査結果については、全ての提案事業者に対し書面を持って通知するとともに、企画財政部企画室企画課のホームページにて公表する。

1.4 契約の締結

- (1) 選定委員会において決定された受託候補者は、本市との協議に基づき契約を締結する。契約締結に際しては、東大阪市財務規則のほか関係法令の規定に基づくものとする。
- (2) 業務の再委託については、原則禁止であるが、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

※契約保証金について

契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。

但し、東大阪市財務規則第117条第1項の規定により履行保証保険に加入する場合、または契約金額が500万円未満の場合は免除することができる。

1.5 その他

- ①各書類の作成及び提出、プレゼンテーションにかかる費用については、提案事業者の負担とする。
- ②プロポーザル参加申込書の他、提出された企画提案内容（提出書類）は返却しない。

問い合わせ先（提出先 他）

577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 企画財政部 企画室 企画課（本庁舎12階）

電話 06-4309-3101（直通）

電子メール kikaku@city.higashiosaka.lg.jp